

## 北海道環境基本計画〔第2次計画〕改定版（原案）への意見

住 所	〒 060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階
氏 名 (団体名)	一般社団法人 <small>ほつかいどうしよう ひしやきようかい</small> 北海道消費者協会 会長 橋本智子 (担当：組織活性化グループ 主幹 中田 真紀子)
電話番号	011-221-4217

ページ・行	意 見
全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境と経済の間に好循環を生み出していくことが重要との認識が示されているが、総論や施策の展開の要所に「脱原発の視点に立って」という基本姿勢を明記すべきである。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年9月、条例第108号）の附則で「(略)原子力は、発電時に温室効果ガスを排出しないことなどの優れた特性を有している反面、放射性廃棄物の処理、及び処分の方法が確立されていないことなどの問題があることから、過渡期的なエネルギーと位置づけられる。私たちは、積雪寒冷な北海道においてエネルギーが社会経済の健全な発展と生活の安定のために不可欠な要素であることを深く認識し、脱原発の視点に立って、限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐとともに、北海道で自立的に確保できる新エネルギーの利用を拡大する責務を有している。(略)」とある。</p> <p style="margin-left: 2em;">したがって、「脱原発の視点に立って」という基本姿勢を環境基本計画の総論や施策の展開の要所に明記すべきである。</p>
26 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環型社会の形成に関する指標群の《個別指標の》産業廃棄物の排出量については、基準年（平成24年）から排出量を削減した目標数値に早期に見直しを行うべきである。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">本改定計画の9頁以降の将来像（長期目標）の最後に述べている「消費者（住民）の信頼を得て、さらに社会全体の環境負荷低減に貢献していくような環境と経済の良好な関係をつくること、経済活性化が至上命題である今の北海道に求められている。」を目指すのであれば、産業廃棄物の排出量についても基準年から削減した目標数値に見直しを行うべきである。</p>
28 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イ 廃棄物の適正処理の推進に関して、一般廃棄物、産業廃棄物のほかに、特定放射性廃棄物についても明記すべきである。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">北海道における特定放射性物質に関する法律（平成12年10月、条例第120号）においては「発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要がある。(略)私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、(略)、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいことを宣言する」とある。</p> <p style="margin-left: 2em;">したがって、特定放射性廃棄物は持ち込まないとする基本姿勢を環境基本計画にも明記すべきである。</p>